

## 議案第62号

### 港区青少年問題協議会条例を廃止する条例について

区は、港区青少年問題協議会（以下「協議会」といいます。）が定める港区青少年健全育成活動方針を継承する市町村子ども・若者計画を新たに策定すること、港区子ども・子育て会議や港区要保護児童等対策地域協議会等の総括的な協議の場や青少年を取り巻く課題の変化に応じた専門的な会議が整備されていることを踏まえ、港区青少年問題協議会条例を廃止します。

#### 1 協議会設置の経緯

区は、戦後の青少年による非行問題に対応するため、昭和25年5月に協議会を設置しました。その後、国が昭和28年7月に「青少年問題協議会設置法」を制定し、首長の付属機関として都道府県には設置を義務付け、市町村には設置を求めたことを踏まえ、区は、昭和40年3月に協議会を区長の付属機関としています。

#### 2 廃止理由

協議会は、毎年度、港区青少年健全育成活動方針を策定し、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係機関等との連絡調整を行ってきましたが、当該方針については、今年度策定予定の「(仮称)港区こども計画(令和7年度～令和11年度)」に内容を継承することで、より計画的に進捗確認及び評価をされる取組に発展させることとしました。また、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえ、総括的に協議する場や課題に応じた専門的な検討を行うため、港区子ども・子育て会議や港区要保護児童等対策地域協議会等を活用して青少年に対する課題に対応していくこととしたことから、協議会を廃止します。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日（令和7年3月31日をもって廃止します。）

○港区青少年問題協議会条例

昭和四十年三月三十日

条例第二十号

(設置)

第一条 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第一条の規定に基づき、港区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、会長および次に掲げる者につき、区長が任命または委嘱する委員三十五人以内をもつて組織する。

- 一 区議会議員 四人以内
- 二 関係行政機関の職員 若干名
- 三 学識経験者 若干名
- 四 区の職員 二人

(委員の任期)

第三条 前条第三号の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第四条 会長は、区長をもつて充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置く。
- 4 副会長は、委員が互選する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(運営)

第五条 協議会は、区長が招集する。

(専門委員)

第六条 協議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

(定足数および表決数)

第七条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四二年三月三十一日条例第一〇号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

付 則 (平成一二年一二月二〇日条例第六三号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

付 則 (平成二六年三月二六日条例第一六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 港区青少年問題協議会

役 職	所 属 等
会 長	港区長
副 会 長	港区教育長
委 員	港区議会議長
委 員	港区議会副議長
委 員	港区議会保健福祉常任委員会委員長
委 員	港区議会区民文教常任委員会委員長
委 員	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
委 員	東京保護観察所保護観察官
委 員	愛宕警察署長
委 員	品川公共職業安定所長
委 員	警視庁大森少年センター所長
委 員	港区立青山中学校長
委 員	港区立白金小学校長
委 員	港区青少年対策御成門地区委員会会長
委 員	港区青少年対策三田地区委員会会長
委 員	港区青少年対策高松地区委員会会長
委 員	港区青少年対策港南地区委員会会長
委 員	港区青少年対策白金地区委員会副会長・港区青少年委員会会長
委 員	港区青少年対策六本木地区委員会会長
委 員	港区青少年対策高陵地区委員会会長
委 員	港区青少年対策赤坂地区委員会会長
委 員	港区青少年対策青山地区委員会会長
委 員	港区青少年対策お台場地区委員会会長
委 員	港区立中学校PTA連合会副会長
委 員	港区立小学校PTA連合会会長
委 員	港区子ども会連合会会長
委 員	港区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	港区保護司会会長
委 員	港区更生保護女性会会長
委 員	港区副区長

○港区子ども・子育て会議条例

平成二十五年六月十九日

条例第三十九号

(設置)

第一条 港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第一項の規定に基づき、港区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第三条 会議は、区が港区子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときに、区長に意見を述べるものとする。

2 会議は、区長が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときに、区長に意見を述べるものとする。

3 会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第四条 会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員十八人以内をもって組織する。

一 区内に住所を有する子どもの保護者 五人以内

二 区内の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 四人以内

三 子ども・子育て支援に関する団体に属する者 四人以内

四 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者（以下「学識経験者」という。）  
三人以内

五 前三号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に係る当事者 二人以内

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第六条 会議に会長を置き、学識経験者の委員のうちから委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会議に副会長二人を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第七条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第八条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第九条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和五年三月一五日条例第四号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

○ 港区子ども・子育て会議 委員名簿

		所属等
1	区内に住所を有する子どもの保護者 (第4条第1号)	公募区民
2		公募区民
3		公募区民
4		公募区民
5		公募区民
6	区内の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (第4条第2号)	港区私立幼稚園連合会 会長
7		港区私立保育園長会 にじのいるか保育園芝浦園長
8		港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
9		特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション 法人事務局長 ひろば事業推進室 室長
10	子ども・子育て支援に関する団体に属する者 (第4条第3号)	港区私立幼稚園PTA連合会 会長
11		港区立小学校PTA連合会 会長
12		東京都立青山特別支援学校PTA 副会長
13		UAゼンセン日本介護クラフトユニオン 南関東総支部長
14	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 (第4条第4号)	関東学院大学社会学部 教授
15		日本女子大学家政学部 教授
16		共立女子大学家政学部 教授
17	子ども・子育て支援に係る当事者 (第4条第5号)	港区民生委員・児童委員協議会 赤坂青山地区会長
18		港区青少年委員会 副会長

○港区要保護児童等対策地域協議会設置要綱

平成18年7月3日

18港子セ第75号

港区子ども虐待防止セーフティネットワーク会議設置要綱(平成13年10月29日13港保子第549号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童等(法第6条の3第5項に規定する要支援児童等をいう。以下同じ。)及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力により保護の必要が生じ、又は必要が生ずるおそれのある者(以下「DV被害者」という。)への適切な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会及びDV防止法第5条の2に規定する協議会として港区要保護児童等対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 要保護児童若しくは要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。)及びその保護者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる児童、特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。)又はDV被害者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童等の適切な保護等を図るために必要な情報の交換に関すること。

(2) 要保護児童等に対する支援に関すること。

(3) 関係機関等との連携に関すること。

(4) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長(以下「子ども家庭支援センター所長」という。)をもって充て、会務を統括する。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、区長が委嘱し、又は任命する。

4 委員長は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置き、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 協議会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

4 委員長は、会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、要保護児童等に対する適切な保護又は適切な支援の実施を図るため、関係機関等との連携を確保し、次条に定める実務者会議及び第8条に定める個別ケース検討会議が円滑に行われるよう、第2条各号に掲げる事項について協議を行う。

2 代表者会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童等の総合的な状況把握（進行管理連絡会）に関すること。
- (2) 要保護児童等の支援事例の研究及び関係機関職員研修等に関すること。
- (3) 居住実態不明児童の状況把握（居住実態不明児童に係るネットワーク会議）に関すること。
- (4) 要保護児童等の適切な保護等を図るための啓発活動に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認める事項

2 実務者会議は、別表に掲げる機関から推薦を受けた者等をもって構成する。  
(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、要保護児童等に関する具体的な事例に対応するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の状況把握に関すること。
- (2) 要保護児童等に係る支援計画に関すること。
- (3) 要保護児童等に係る支援の経過報告及び評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項

2 個別ケース検討会議は、別表に掲げる機関の担当者等をもって構成する。  
(守秘義務)

第9条 次に掲げる者は、職務上又は会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 協議会の委員若しくは委員であった者又は第5条第2項の規定により協議会に出席した者
  - (2) 実務者会議の構成員又は構成員であった者
  - (3) 個別ケース検討会議の構成員又は構成員であった者
- (要保護児童対策調整機関)

第10条 区長は、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として子ども家庭支援部子ども家庭支援センターを指定する。

2 調整機関は次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
  - (2) 要保護児童等の支援の進行管理に関すること。
- (庶務)

第11条 協議会の庶務は、子ども家庭支援部子ども家庭支援センターにおいて処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条、第7条、第8条関係）

機関名	職
民生・児童委員	民生・児童委員協議会会長
	民生・児童委員協議会会長職務代理
人権擁護機関	人権擁護委員
医療機関	一般社団法人東京都港区医師会代表
	公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会代表
	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会代表
	院内虐待対応チーム（委員会）等を設置している医療機関代表
乳児院	社会福祉法人恩賜財団慶福育児会 麻布乳児院
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京済生会
	東京済生会中央病院附属乳児院
警察署	愛宕警察署生活安全課長
	三田警察署生活安全課長
	高輪警察署生活安全課長
	麻布警察署生活安全課長
	赤坂警察署生活安全課長
	東京湾岸警察署生活安全課長
	警視庁生活安全部少年育成課 大森少年センター所長
港区教育委員会	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長
	区立幼稚園長代表
	区立小学校長代表
	区立中学校長代表
港区	芝地区総合支所区民課長
	芝地区総合支所生活福祉担当課長（保健福祉支援部生活福祉調整課長兼務）
	麻布地区総合支所区民課長
	赤坂地区総合支所区民課長
	高輪地区総合支所区民課長

芝浦港南地区総合支所区民課長
保健福祉支援部障害者福祉課長
みなと保健所健康推進課長
子ども家庭支援部子ども政策課長
子ども家庭支援部子ども若者支援課長
子ども家庭支援部保育課長
児童相談所長
児童相談所児童相談課長
児童相談所相談援助担当課長
総務部人権・男女平等参画担当課長